

幼児及び児童用調理器具貸付要領

平成 19 年 6 月 1 日付け農政第 303 号農政課長通知

最終改正：令和 2 年 4 月 1 日付け農流第 1 7 号

(目的)

第 1 健全な食生活を実現するため、心身の発育上重要な時期である幼児期において、五感を使う食と農の体験を中心とした食農教育の実践を推進している。そこで、食農教育の一環として幼児や児童を対象に行う調理体験に対して調理器具の貸付けを行うことにより、食農教育活動の促進を図る。なお、その貸付けに関しては、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号）第 98 条に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(内容)

第 2 行政、学校、幼稚園、保育施設および食育推進ボランティア等が、地域において行う幼児及び児童を対象とした調理体験活動に対し、調理器具を貸付けることが出来る。

2 貸付けを行う幼児及び児童用調理器具および、貸出場所は、下表のとおりである。

調理器具名	個数
包丁	3 6 (内 6 本は左利き)
まな板	4 0
ピーラー	2 0
はさみ	2 0
すり鉢	1 0
すりこぎ	1 0
ボール	2 2
ざる	2 2
お玉	2 2
フライ返し	1 2
マッシャー	1 2
バット	2 2
両手鍋 (IH対応)	4
IH調理器	2

(借受申請)

第 3 調理器具を借受けることができる者は、行政、学校、幼稚園、保育施設および食育推進ボランティア等とする。

2 貸付け対象となる活動は、非営利目的の活動に限る。

3 借受者は、別記様式第 1 号「調理器具借受申請書」を、申請者の所在する地域を所管する農林事務所を経由し、農産物流通課長に提出しなければならない。

(承認)

第 4 農産物流通課長は借受申請が適正であると認められる場合はこれを承認し、別記様式第 2 号により借受者に通知するものとする。

(貸付け期間)

第 5 貸付け期間は、原則 2 週間以内とする。

2 これを超える場合は、その理由を明らかにし、承認を得ること。

(返却)

第 6 借受者は、その使用が終わった時には速やかに農産物流通課へ返却すること。

2 借受者が事業目的に反する使用をした場合、農産物流通課長は借受者に調理器具の返却を求めることができる。

(貸付品整理簿等)

第 7 農産物流通課長は、別記様式第 3 号により貸付品整理簿を作成し、貸付け及び返却の状況を明らかにしておかなければならない。

(過失及び破損時の責任)

第8 貸付け期間中の過失は、借受者が対応すること。

2 調理器具を破損した場合は、借受者が負担すること。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農産物流通課長が定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月3日から施行する。

この要領は、平成26年6月6日から施行する。

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

岐阜県農政部農産物流通課長 様

(申請者)
〒
住 所
氏 名
(団体名・代表者名)
電話番号

印

幼児及び児童用調理器具貸付要領第3の3の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借受申請内容

調理器具 (個数)	包丁 (うち左利き ピーラー	丁、 丁)	まな板	枚
		個、	はさみ	丁
	すり鉢	鉢、	すりこぎ	本
	ボール	個	ざる	個
	お玉	本	フライ返し	本
	マッシャー	個	バット	個
	両手鍋 (IH対応)	個、	IH調理器	台
合計		点		
借受期間	年 月 日～ 年 月 日			

※借受期間が2週間を超える場合は、その理由を記入すること。

借受期間延長理由：

2 活用予定内容

目的 ※行事の名称などを具体的に 記載すること	
活用期間 ※実際に使用する期日	年 月 日～ 年 月 日

3 連絡先

所属	
担当者名	
電話番号	

4 同意事項

使用目的は、非営利目的です。
貸付け期間中は、借受者の責任のもとで使用します。

(別記様式第2号)

幼児及び児童用調理器具貸付承認書

年 月 日

(申請者) 様

岐阜県農政部農産物流通課長

年 月 日付けで申請がありました調理器具の貸付けについては、下記のとおり承認します。

記

1 貸付品

調理器具 (個数)	包丁 (うち左利き ピーラー	丁、 丁) 個、	まな板 はさみ	枚 丁
	すり鉢	鉢、	すりこぎ	本
	ボール	個	ざる	個
	お玉	本	フライ返し	本
	マッシャー	個	バット	個
	両手鍋 (IH対応)	個、	IH調理器	台
	合計	点		
貸付け期間	年 月 日～ 年 月 日			
目的				
活用期間	年 月 日～ 年 月 日			

2 「幼児及び児童用調理器具貸付要領」を遵守すること

